

# 防府市空き家情報窓口閲覧制度実施要綱

令和8年4月28日制定

(目的)

第1条 本要綱は、防府市（以下「市」という。）内にある空き家の情報を都市計画課窓口において閲覧に供し、空き家の売却に係る所有者と宅地建物取引業者との媒介契約を促進することにより、空き家の流通及び有効活用を図り、もって良好な住環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する建築物で、現に居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却を行うことができる者をいう。
- (3) 協定締結協会 市と空き家対策に関する協定を締結している一般社団法人山口県宅建協会防府支部及び公益社団法人全日本不動産協会山口県本部をいう。
- (4) 協定業者 協定締結協会に所属する宅地建物取引業者のうち、空き家対策事業登録業者をいう。

(閲覧登録の申請)

第3条 この制度の利用を希望する所有者等（以下「申請者」という。）は、市長に対し、防府市空き家情報閲覧登録申請書（第1号様式）又は市ホームページ上の専用フォームによる電磁的方法により、氏名、連絡先、空き家の所在地及びその他必要な情報を提供し、窓口での情報の閲覧登録を申請しなければならない。

(登録の要件及び審査)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を法務局の登記情報等と照合し、申請者が正当な所有者等であることを確認するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、本制度に登録することができない。

- (1) 登記簿上の所有者と申請者が異なり、かつ正当な権限が確認できないとき。
- (2) 所有者が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告をされているとき。
- (3) 当該空き家が差押え等を受けているとき。
- (4) 既に協定業者と専任媒介契約又は専属専任媒介契約を締結しているとき。

(登録の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の審査の結果について、登録を決定したときはその旨を、登録を却下したときはその理由を付して、申請者に対し防府市空き家情報閲覧登録決定（却下）通知書（第2号様式）又は電子メール等の電磁的方法により通知するものとする。

(台帳の登録及び閲覧対象情報)

第6条 市長は、前条で登録を決定したときは、当該空き家情報を閲覧用台帳（第3号様式及び第4号様式）に登録するものとし、登録期間は原則として

登録決定通知日から2年間とする。ただし、再登録を妨げない。

- 2 窓口において閲覧に供する情報は、管理番号、地区名、所在地番、地図上の位置、及び所有者等が任意で提供した写真等とする。ただし、所有者等の氏名及び連絡先は閲覧の対象としない。

(閲覧の手続き)

第7条 登録情報の閲覧を希望する者（以下「閲覧者」という。）は、防府市空き家情報閲覧申請書兼誓約書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 閲覧者は、申請時にマイナンバーカード、運転免許証、宅地建物取引士証等の身分を証明する書類を提示しなければならない。
- 3 閲覧は都市計画課の指定窓口でのみ行い、登録情報の複写又は電子データでの一括提供は行わない。
- 4 第1項の誓約書の有効期間は、申請日から1年間とする。

(マッチング及び情報提供のフロー)

第8条 閲覧者（個人）が特定の空き家の購入に向けた交渉を希望する場合は、購入交渉申込書（個人用）（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込書を受理したときは、協定締結協会に対し、防府市空き家情報閲覧に伴う仲介希望について、（第7号様式）により通知するものとし、協定締結協会は、協定業者に対し売買の仲介の希望を募り、市長が通知した日から30日以内に、その結果を防府市空き家情報閲覧に伴う仲介希望について（回答）（第8号様式）により市長へ報告するものとする。
- 3 閲覧者（協定業者）が特定の空き家について売買の仲介を希望した場合は、防府市空き家情報仲介申込書（協定業者用）（第9号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 前2項により仲介を希望する協定業者が存した場合、市長は申し出をしたすべての協定業者の情報（連絡先等）を記載したリストを、防府市空き家情報仲介希望業者について（第10号様式）により申請者へ提供する。なお、媒介契約を締結する業者の選定及び連絡については、申請者の責任において行うものとする。
- 5 第1項の規定による通知の日から起算して30日を経過する日までに協会から報告がない場合、又は仲介を希望する協定業者がない旨の報告があった場合は、当該マッチングは不成立とみなす。この場合において、市長は閲覧者（個人）に対し、速やかにその旨を防府市空き家情報仲介交渉不成立通知書（第11号様式）により通知するものとする。

(登録の抹消)

第9条 申請者は、売却の中止や売買契約成立等により情報の閲覧を停止したい場合は、防府市空き家情報閲覧登録抹消届出書（第12号様式）を市長に提出することで、登録の抹消をすることができる。

- 2 市長は、登録された情報に虚偽があった場合や、第4条第2項の除外要件に該当することが判明した場合は、職権で登録を抹消することができる。この場合において、市長は申請者に対し、理由を付して防府市空き家情報閲覧登録抹消通知書（第13号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により、閲覧登録を抹消したときは、防府市空き家情報窓口閲覧制度完了通知書（第14号様式）を、速やかに協定締結協会に

提出するものとする。

(禁止事項及び資格の取消し)

第10条 閲覧者は、取得した情報を本制度の目的以外に利用してはならない。

2 協定業者は、市からの正式な情報提供を経ずに、独自に所有者等を調査し直接の営業行為を行ってはならない。

3 市長は、閲覧者が本要綱の規定や誓約内容に違反したと認めたときは、閲覧資格を取り消し、防府市空き家情報閲覧登録資格取消通知書（第15号様式）により、当該閲覧者に通知するとともに、協定締結協会へ防府市空き家情報閲覧に伴う要綱規定又は誓約内容違反について（第16号様式）により通報するものとする。

(免責事項)

第11条 市は、閲覧に供する空き家情報の正確性や、真実性及び物件の瑕疵の有無について、一切の責任を負わないものとする。

2 市は、情報提供及び連絡を行うのみであり、所有者等や閲覧者、協定業者間で行われる交渉、媒介契約及び売買契約等について一切関与しないものとする。

3 本制度の利用により当事者間又は第三者との間で生じたトラブルや損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 本要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月28日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府市空き家情報閲覧登録申請書

防府市空き家情報窓口閲覧制度実施要綱第3条の規定に基づき、以下の内容に同意し、空き家情報（売却希望物件）の閲覧登録を申請します。

1 申請者（所有者等）情報

フリガナ	
氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
空き家との関係	所有者本人 ・ 相続人 ・ その他（ ）

2 登録する空き家の情報

所在地	
現況	戸建 ・ 長屋 ・ その他（ ）
特記事項	（任意でご記入ください。例：雨漏りあり、残置物あり等）

3 同意事項（※裏面のすべての項目を確認し、を入れてください）

※以下のすべての項目を確認し、☑を入れてください

- 本制度が空き家の「売却」を目的としたものであることを理解しています。
- 市が申請の内容を確認するため、関係公簿（登記情報等）を照合・確認することに同意します。
- 登録した空き家情報（氏名・連絡先を除く所在地等の情報）が、市の窓口で閲覧に供されることに同意します。
- 本件空き家について、既に宅地建物取引業者と「専任媒介契約」又は「専属専任媒介契約」を締結していません。
- 閲覧者から購入へ向けた交渉の希望があった場合、市が協定締結協会を通じて宅地建物取引業者に私の情報を提供することに同意します。
- 市から協定業者の情報提供をもらった日から3か月以内に、協定業者へ仲介希望の有無を連絡します。
- 売買の中止や売買契約の成立があったときは防府市空き家情報閲覧登録抹消届出書（第12号様式）により登録の抹消を行います。
- 市は情報の提供及び連絡を行うのみであり、物件の売買に関する交渉、契約及びトラブルについて一切関与しない（責任を負わない）ことを承諾します。

※添付書類（任意）：外観写真、間取り図等

第2号様式（第5条関係）

第 年 月 日  
号

様

防府市長

防府市空き家情報閲覧登録決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました空き家情報閲覧登録について、下記  
とおり決定しましたので、防府市空き家情報窓口閲覧制度実施要綱第5条の規  
定により通知します。

記

1 決定

登録する空き家の情報

所在地	
現況	戸建 ・ 長屋 ・ その他（ ）
特記事項	（任意でご記入ください。例：雨漏りあり、残置物あり等）

2 登録期間 年 月 日～ 年 月 日

※売却の完了や中止等により、閲覧登録を停止する場合は、防府市空き家情報  
閲覧登録抹消届出書（第12号様式）を提出してください。

3 却下

却下理由





第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府市空き家情報閲覧申請書 兼 誓約書

防府市空き家情報窓口閲覧制度実施要綱第7条の規定に基づき、以下の誓約事項を遵守することを誓い、空き家情報の閲覧を申請します。

1 閲覧申請者情報

区 分	個人（購入希望） ・ 協定業者（仲介希望）
フリガナ	
氏 名 （法人の場合は 名称及び代表名）	
住 所 （法人の場合は所在地）	
電 話 番 号	

2 誓約事項（※必ずお読みいただき、同意のうえご署名ください）

- （1）私は、本制度により得た空き家情報を、空き家の購入又はその仲介に関する目的以外（名簿作成、執拗な営業活動、その他犯罪行為等）には一切利用しません。
- （2）私は、所有者の許可なく、公開された空き家の敷地内への立ち入り（不法侵入）や、近隣住民への聞き込み等の迷惑行為を一切行いません。
- （3）私が協定業者である場合、市からの正式な情報提供を経ずに、独自に所有者を特定して直接の営業行為を行うことはしません。
- （4）私は、市が閲覧に供する情報の正確性や物件の瑕疵の有無について一切の責任を負わず、また、当事者間の売買交渉・契約に市が一切関与しないことを十分に理解し、承諾します。
- （5）私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員等ではありません。
- （6）上記の誓約に違反した場合、ただちに閲覧資格を取り消されること、及び協定締結協会や警察等へ通報されることに異議は申し立てません。
- （7）この申請書の効力は申請日から1年間とすることに同意します。

【市処理欄】※以下は記入しないでください		確認職員
本人確認書類	・ マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ 宅地建物取引士証 ・ その他（ ）	

第6号様式（第8条第1項関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

購入交渉申込書（個人用）

防府市空き家情報窓口閲覧制度実施要綱第8条第1項の規定に基づき、以下の空き家の購入について宅地建物取引業者を通じた交渉を希望するため、申し込みます。

1 申込者情報

フリガナ	
氏名	
住所	
電話番号	

2 対象の空き家情報

管理番号	
所在地番	防府市

3 同意事項（※以下のすべての項目を確認し、を入れてください）

- 申込みに伴い、私の氏名及び連絡先等の情報が、市から協定締結協会及び宅地建物取引業者へ提供されることに同意します。
- 仲介を希望する業者がない場合、交渉が不成立となる場合があることを承諾します。
- 市は所有者及び宅地建物取引業者との売買交渉・契約に関する仲裁やトラブル対応を一切行わないことを承諾します。
- 実際の売買取引においては、宅地建物取引業者に対し、法令に基づく仲介手数料が発生することを承知しています。

第7号様式（第8条第2項関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市空き家情報閲覧に伴う仲介希望について

本市窓口での空き家情報閲覧リストによる購入交渉の希望につきまして、先月実績は下記のとおりでしたのでお知らせします。

記

- ・購入交渉の申込み あり

下表の建物について、仲介希望業者を取りまとめの上、 月 日（ ）までに御回答ください。

管理番号	所在地	備考
0001	寿町〇〇番地	
0003	桑山一丁目〇〇番地	
0010	駅南町〇〇番地	

- ・購入交渉の申込み なし

第8号様式（第8条第2項関係）

年 月 日

(宛先) 防府市長

協定締結業者

防府市空き家情報閲覧に伴う仲介希望について（回答）

標記の件につきまして、以下のとおり回答します。

管理番号	0001	備考
所在地	寿町〇〇番地	
希望業者		

管理番号	0003	備考
所在地	桑山一丁目〇〇番地	
希望業者		

管理番号	0010	備考
所在地	駅南町〇〇番地	
希望業者		

第9号様式（第8条第3項関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府市空き家情報仲介申込書（協定業者用）

防府市空き家情報窓口閲覧制度実施要綱第8条第3項の規定に基づき、以下の空き家の売却について所有者等との媒介契約（仲介）を希望するため、申し込みます。

1 申込業者情報

所属協会	<ul style="list-style-type: none"><li>山口県宅地建物取引業協会防府支部</li><li>全日本不動産協会山口県本部</li></ul>
免許証番号	山口県知事・国土交通大臣（ ）第 号
商号又は名称	
代表者氏名	
担当者氏名	
電話番号	

2 対象の空き家情報

管理番号	
所在地番	防府市

3 誓約事項（※以下のすべての項目を確認し、を入れてください）

- 申込みにより提供された所有者等の個人情報について、適正かつ厳重に管理し、本件空き家の売買の媒介契約に関する目的以外には一切使用しません。
- 所有者等への連絡及び交渉に際しては、宅地建物取引業法その他関係法令を遵守し、誠実に対応します。
- 所有者等との間で生じたトラブル等について、市に一切の責任や負担を求めません。
- 万一、他の業者と競合した場合であっても、最終的な業者選定権は所有者等にあることを理解し、その決定に従います。

第10号様式（第8条第4項関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市空き家情報仲介希望業者について

防府市空き家情報窓口閲覧制度実施要綱第8条第4項の規定に基づき、下記の空き家の売却について所有者様との媒介契約（仲介）希望業者が決定したため、業者情報を提供します。

記

1 登録決定した空き家の情報

所在地	
現況	戸建 ・ 長屋 ・ その他（ ）
特記事項	（任意でご記入ください。例：雨漏りあり、残置物あり等）

2 媒介契約（仲介）希望業者

NO.	業者名	代表者	住所	TEL	FAX
1					
2					
3					
4					
5					

第11号様式（第8条第5項関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市空き家情報仲介交渉不成立通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市空き家情報購入交渉申込書（個人用）について、協定締結協会へ情報を提供しましたが、仲介を希望する業者がいなかったため、交渉が不成立となりましたのでお知らせします。

第12号様式（第9条第1項関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府市空き家情報閲覧登録抹消届出書

防府市空き家情報窓口閲覧制度実施要綱第9条第1項の規定に基づき、以下の空き家情報の閲覧登録の抹消（取り下げ）を届出ます。

1 届出者（所有者等）情報

フリガナ	
氏名	
住所	
電話番号	

2 対象の空き家情報

管理番号	
所在地番	防府市

3 抹消の理由（該当するものに☑を入れてください）

- 宅地建物取引業者を通じて売買契約が成立したため
- 親族や知人など、独自のルートで譲渡したため
- 空き家を解体した、又は解体する予定のため
- 売却を中止し、当面の間自己管理するため
- その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

第13号様式（第9条第2項関係）

第 年 月 日  
年 月 日

様

防府市長

防府市空き家情報閲覧登録抹消通知書

年 月 日付けで申請のありました空き家情報閲覧登録について、本要綱の規定や誓約内容に違反したと認めため、閲覧資格を取り消しましたので、防府市空き家情報窓口閲覧制度実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 抹消する空き家の情報

所在地	
現況	戸建 ・ 長屋 ・ その他（ ）
特記事項	（任意でご記入ください。例：雨漏りあり、残置物あり等）

2 抹消理由

第14号様式（第9条第3項関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市空き家情報窓口閲覧制度完了通知書

下記の空き家の登録を抹消しましたので、防府市空き家情報窓口閲覧制度実施要綱第9条第3項の規定により報告します。

1 対象の空き家情報

管 理 番 号	
所 在 地	防府市

2 抹消の理由

第15号様式（第10条第3項関係）

第 年 月 日  
号

様

防府市長

防府市空き家情報閲覧登録資格取消通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市空き家情報閲覧申請書 兼  
誓約書について、本要綱の規定や誓約内容に違反したと認めたため、下記の登  
録資格を取り消しましたので、防府市空き家情報窓口閲覧制度実施要綱第10  
条第3項の規定により通知します。

記

閲覧申請者情報

区 分	個人（購入希望） ・ 協定業者（仲介希望）
フリガナ	
氏 名 （法人の場合は 名称及び代表名）	
住 所 （法人の場合は所地）	
電 話 番 号	

第16号様式（第10条第3項関係）

第 年 月 日  
号

様

防府市長

防府市空き家情報閲覧に伴う要綱規定又は誓約内容違反について

年 月 日付けで申請のありました防府市空き家情報閲覧申請書 兼 誓約書について、本要綱の規定又は誓約内容に違反したと認めたため、下記の登録資格を取り消しましたので、防府市空き家情報窓口閲覧制度実施要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

閲覧申請者情報

区 分	個人（購入希望） ・ 協定業者（仲介希望）
フリガナ	
氏 名 (法人の場合は 名称及び代表名)	
住 所 (法人の場合は所地)	
電 話 番 号	